

圏域地域包括支援センターの次期契約について（案）

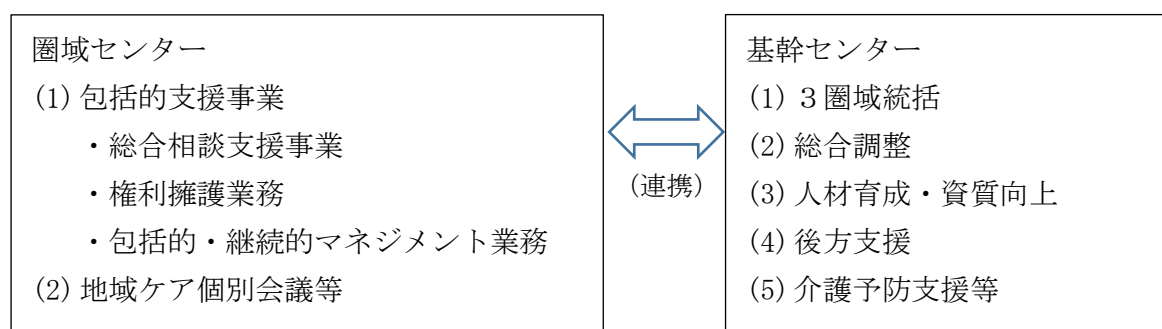
令和6年3月に、市内3か所の圏域地域包括支援センター（以下「圏域センター」という。）の委託契約期間が満了します。次期委託にあたり、今後の高齢化の進展・認知症高齢者の増加等に伴って増加するニーズに対応するため、圏域センターの運営について、見直しを行います。

1 現委託業務の状況

(1) 設置状況、高齢者数・相談件数等

地区	南部地区	中部地区	北部地区
所在地	勝部三丁目9-1 (エルセンター敷地内)	下之郷三丁目2-5 (すこやかセンター内)	洲本町1353-2 (北公民館内)
担当学区	守山、小津	吉身、玉津	河西、速野、中洲
開所日	平成31年4月1日	令和3年4月1日	平成28年10月1日
契約期間 ※南部・中部は引継研修期間を含む。	平成30年12月1日～ 令和6年3月31日 (5年4か月)	令和3年1月1日～ 令和6年3月31日 (3年3か月)	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日 (3年)
受託者	社会福祉法人 慈恵会	社会福祉法人 守山市社会福祉協議会	社会福祉法人 慈恵会
職員数	5人	5人	5人
人口	33,562人(R4.10.1現在)	21,905人(同左)	30,072人(同左)
高齢者数①	6,444人(R4.10.1現在)	5,027人(同左)	7,444人(同左)
高齢者数②	6,964人(R10推計)	5,320人(同左)	7,695人(同左)
増加人数(②-①)	520人	293人	251人
相談人数(R3)	5,419人	4,862人	6,739人

(2) 委託業務・運営体制



(3) 運営状況

それぞれ地域の特性をふまえた独自の事業を適正に実施されており、令和4年6月に実施した地域包括支援センターの運営に係る利用者等へのアンケートにおいては、各圏域センターともに、「対応が速やか、丁寧」「地域との交流に努めている」等の意見が多くあり、利用者、地域支援者等から高く評価されています。

(4) 検証

各圏域センターともに、適切な運営のもと、利用者、地域支援者等から高く評価されており、柔軟な発想で関係者・関係機関との連携強化に努め、担当圏域の高齢者支援の拠点とし

ての機能を発揮されました。

また、地域包括支援センター運営協議会からは、今までの実績をふまえて、引き続き委託することで、次期契約の開始時にサービスの質が低下することなく安定的なサービスを提供できるとの意見をいただいています。

2 次期委託の考え方について

(1) 圏域数および担当学区 現行どおりとします。

(2) 委託期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

介護保険法の改正、守山いきいきプランの策定、地域支援者である民生委員・児童委員の改選時期と本契約が重なり運営業務に支障を来すことがないよう、契約期間は4年間とします。また、その後の契約期間は6年とします。

(3) 次期委託の体制強化

ア 委託業務の追加（指定介護予防支援業務）

総合事業対象者、要支援1・2と認定された高齢者等（R4約650人）のケアプラン作成を新たに委託することで、地域資源との連携、適切なケアプランの作成支援等による虚弱な高齢者の介護予防推進の強化に努めます。

併せて、委託に伴う国保連への伝送システムおよび、基幹部署との連携を図る共有システムを導入し、業務の効率化を推進します。

イ 人員配置の見直し

委託業務の追加および高齢者人口の増加に対応するため、人員配置を見直します。

地区	南部地区	中部地区	北部地区	合計
職員体制	5人→ 人	5人→ 人	5人→ 人	15人→ 人

(4) 次期契約の方法 随意契約

下記の理由により、競争入札に付することが不利と考えることから、随意契約としたいと考えています。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

（理由）

- ・現受託法人は、地域に根ざしたネットワークおよび地域包括ケアシステムの構築に努めてこられ、関係者・関係団体からも高い評価を得ておられること。
- ・次期契約期間は4年と短期であり、新たな法人により一から地域と関係を構築するのが困難であること。
- ・新たな業務の追加を伴う引継ぎより、相談体制が脆弱とならないよう現受託法人による継続が望ましいこと。
- ・新規法人への相談対応等の引継ぎ期間を設ける必要がないことから委託料の削減を見込めること。

3 今後のスケジュール

令和5年2月 守山市地域包括支援センター運営協議会にて協議

6月 補正予算（債務負担行為 R5-R9）

7月 契約更新の手続き

9月 委託契約締結（契約締結から3月まではシステム導入等準備期間）

令和6年4月 委託業務開始